

介護保険課からのお知らせ

◎介護保険負担限度額認定証の交付(更新)について

要介護認定者が、老人福祉施設等に入所または短期入所する場合の食費および居住費(滞在費)は自己負担となっています。

市民税非課税世帯の方には、食費および居住費(滞在費)を軽減する制度があります。

入所等が決まり、この制度を希望される方は、**本介護保険課**又は、各総合支所健康福祉課に、認定証の交付申請をしてください。

※軽減される額は、保険料の段階と収入額によって異なります。

※すでに認定証を交付されている方で、6月末までに更新手続きをしない方は、問い合わせください。

◎社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人が運営主体となつている「特別養護老人ホーム」、「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」および「小規模多機能型居宅介護」の各サービス(介護予防サービスを含む)は、利用者負担軽減の制度があります。

市民税非課税世帯で次の①～⑤のすべての要件を満たす方は利用者負担の4分の1(市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は2分の1)が軽減されます。

①平成25年中の収入(非課税年金を含む)が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること。

②預貯金等(有価証券、債権を含む)の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること。

③日常生活に供する資産(自宅等)以外に活用できる資産がないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

※申請の際に、世帯全員の所得と預貯金等の状況を申告いただきます。通帳をお持ちください。

本 介護保険課 ☎(21) 2251

大 健康福祉課 ☎(45) 1788

藤 健康福祉課 ☎(62) 0904

都 健康福祉課 ☎(29) 1103

西 健康福祉課 ☎(92) 0310

岩 健康福祉課 ☎(55) 7780

法定外公共物(赤道、水路等)利用(使用)の際のお願い

市所有の法定外公共物の適正な管理を図るため、法定外公共物を利用した工作物、構造物などの設置行為、並びに用途廃止、払下げなどは市の許可が必要となります。

また、法定外公共物を損傷又は、無断で使用する場合等には、5万円以下の過料が課せられることがありますので、市の許可を受けてから使用してください。

※「法定外公共物」とは、国道、県道、市道以外の道路(赤道等)や1級河川、2級河川、準用河川以外の河川(水路等)などをいいます。

本 道 路 課 ☎(21) 2404

大 都市整備課 ☎(43) 9214

藤 都市建設課 ☎(62) 0908

都 都市建設課 ☎(29) 1105

西 産業建設課 ☎(92) 0314

岩 都市建設課 ☎(55) 7767

栃木市サイクリングマップができました!

本市は平成26年4月5日、一つの大きな市として生まれ変わりました。

大きく変わった市域には、自然の絶景スポットや歴史的な建物など魅力ある観光スポットが多くあります。そこで、自転車というツールを使って観光スポットを周遊できるおすすめルートを設定しました。

地域ごとにゆったり観光を楽しめるコースと、全市を縦断し各コースをつなぐルートも設定していますので、新しい市の魅力を発見してください!

サイクリングマップは各地域の観光協会・本商工観光課・各総合支所産業振興課等で配布していただけるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

配布所の詳細は、左記又は市ホームページへ。
本 総合政策課 ☎(21) 2305



平成26年度 納期一覧のお知らせ

平成26年納期一覧 ()は納期限日・口座振替日です。

月	軽自動車税	固定資産税 都市計画税	市・県民税		国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	
			普通徴収	年金徴収	普通徴収	年金徴収
4月				4月 仮徴収		4月 仮徴収
5月	全期 (6月2日)	1期 (6月2日)				
6月			1期 (6月30日)	6月 仮徴収		6月 仮徴収
7月		2期 (7月31日)			1期 (7月31日)	
8月			2期 (9月1日)	8月 仮徴収	2期 (9月1日)	8月 仮徴収
9月		3期 (9月30日)			3期 (9月30日)	
10月			3期 (10月31日)	10月 本徴収	4期 (10月31日)	10月 本徴収
11月		4期 (12月1日)			5期 (12月1日)	
12月			4期 (1月5日)	12月 本徴収	6期 (1月5日)	12月 本徴収
1月					7期 (2月2日)	
2月				2月 本徴収	8期 (3月2日)	2月 本徴収
3月					9期(随時) (3月31日)	

納期限内での納付に協力をお願いします。

本 収税課 ☎(21) 2281 **大** 税務課 ☎(43) 9208 **藤** 税務課 ☎(62) 0902
都 税務課 ☎(29) 1101 **西** 地域まちづくり課 ☎(92) 0304 **岩** 税務課 ☎(55) 7757

農林水産大臣表彰をダブル受賞

この度、市農業委員会会長大橋重氏と市農業委員会は、農林水産大臣表彰を受賞しました。

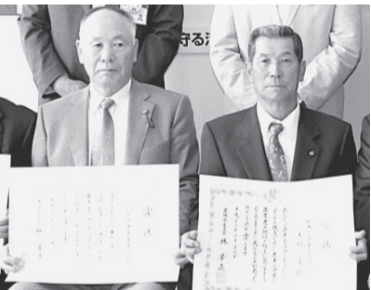
この賞は農業委員会の事務の遂行に関し功績が顕著であることに對し、農林水産大臣から表彰されるものです。

大橋会長は、現在会長2期目。市町合併に伴う農業委員会統合の調整役、女性農業委員の登用促進など、

本市農業振興の発展に貢献、県農業会議副会長としても農業委員会組織の発展に力を注いでいることが認められての受賞になりました。



大橋重会長



赤坂敏雄職代、大島公一職代

児童手当の現況届を忘れずに!

児童手当は、毎年6月に、児童の養育状況等を確認するために「現況届」を提出していただくことになっています。

『現況届』は郵送しない方は問い合わせください。

◆提出期限 6月30日(月)
※期限内に間に合うように提出してください。

◆提出場所 **本** 各総合支所健康福祉課
本 こども課 ☎(21) 2222
大 健康福祉課(ゆうゆうプラザ内) ☎(45) 1788
藤 健康福祉課 ☎(62) 0904
都 健康福祉課 ☎(29) 1103
西 健康福祉課 ☎(92) 0312
岩 健康福祉課 ☎(55) 7759

キャリアアカウンタラーによる相談会

求職者の個々人の経歴や能力、趣味から最適な職業の発見や個人のキャリアの方向性を明確にするお手伝いをします。

・キャリアアカウンティング
・適職診断・就職相談 等
◆日時 8月8日(金) 13時～16時

◆場所 勤労者総合福祉センター1内(今泉町1丁目)

◆対象 市内在住者

◆定員 13時～、14時～、15時～各1人計3人(先着順)

◆参加費 無料
◆申込 8月1日(金)までに、直接または電話で**本** 商工観光課(本庁舎2階) ☎(21) 2371へ

クリーン大平の実施

7月～8月に、大平地域各地で「クリーン大平」(道路・空き地及び公園等の清掃並びに草取り等)を実施します。積極的な参加をお願いします。

なお、実施にあたっては自治会長及び地域クリーン推進員の指示のもと安全第一で実施されますようお願いいたします。

大 生活環境課 ☎(43) 9211

経営・会計・税務のパートナー
(関東信越税理士会所属)
板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡
板倉税理士事務所
税理士 板倉 安秀
行政書士 板倉 和則
税理士 門澤 武男
パートナー 日向野 司
公認会計士 岩崎 賢
税理士 松嶋 央行
パートナー 三輪 誠
司法書士 大島 良一
税理士
〒328-0125 栃木市吹上町689-2 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

タイヤのことなら当店へ!
お客様のご要望をお聞きし、お客様の満足するタイヤをお勧めします。どうぞ遠慮なく相談してください。
タイヤショップ VORTEX ヴォルテックス
栃木市城内町2-40-1 定休日/年中無休(お盆と年末年始除く) http://www.tire-vortex.com TEL0282-22-8844 営業時間 /AM9:30～PM7:00